



タイトル

下水道未接続者からの使用料金誤徴収について

<項目> (あてはまるものすべてにチェック)

イベント・会議等の事前周知依頼

イベント・会議等の取材依頼

イベント会議以外の事業の周知依頼

参加者募集の告知依頼

その他 (

) 全 1 枚 (本紙含)

<概要>

つくば市内の店舗併用住宅において、平成 22 年 7 月の新築時から上水道のみの使用であるにも関わらず下水道使用料金についても同時に誤って請求し納入されていたことが平成 29 年 4 月 28 日、本人の申し出により発覚した。

●誤請求の内容

- 1 平成 22 年 7 月から平成 29 年 1 月まで
- 2 金額 789,288 円

●原因

上・下水道使用開始申込書提出の際、登録の誤入力か、誤記入により、下水道使用開始の処理をしてしまった可能性がある。(上・下水道使用開始申込書の保存年限が 5 年であるため原因は特定できない。)

●再発防止策

平成 24 年度から、使用開始の入力処理については必ず下水道排水設備の届け出が提出されているか確認している。また、浄化槽を使用している家庭については、下水道料金が発生しない旨、広報する。

●対応

お客様については、4 月 28 日事情を説明し謝罪を行い、全額返金することです承を得た。